

令和 7 年度

「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」運営業務

企画提案公募実施要項

提案公募テーマ

「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」運営業務

募 集 期 間

令和 7 年 7 月 3 0 日（水）～令和 7 年 8 月 2 9 日（金） 1 2 時まで

提 出 書 類

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 企画提案書 | 6 部（正本 1 部、副本 5 部） |
| 2 会社概要（パンフレット等） | 6 部 |

福岡県商工部中小企業振興課 経営支援第一係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 - 7

TEL 092-643-3425 FAX 092-643-3427

福岡県では、標記業務を計画しています。本業務は委託により実施する予定であり、委託候補事業者を決定するための企画提案公募を下記に基づき実施します。

1 委託業務名

「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」運営業務

2 目的

- 令和5年2月に官民労13団体で「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、この協定の下、価格転嫁の取組を進めてきたが、県が昨年10月に公表したアンケート調査の結果では、コスト全体の価格転嫁率は、40.5%に留まり、特に労務費については33.0%と中小企業の価格転嫁はまだまだ進んでいない。
- こうした中、国は、価格転嫁を促進するため、「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」、「運送委託を下請法の対象に追加」などを盛り込んだ「改正下請法」を制定した。
- あわせて、2029（令和11）年までの5年間で、日本全体で年1%程度の実質賃金上昇を目標に掲げている。
- こうした機をとらえ、業界全体の円滑な価格転嫁の機運をもう一段階高めるため、「価格転嫁円滑化推進フォーラム」と「街頭啓発活動」を実施するもの。もって、「賃金と物価の好循環の実現」を図ることとする。

3 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

5 予算規模

8,957,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

6 開催規模

価格転嫁円滑化推進フォーラム参加者 450名程度

7 事業担当課

福岡県商工部中小企業振興課（経営支援第一係）

所在地	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号	092-643-3425
ファクシミリ番号	092-643-3427
電子メール	keieishien@pref.fukuoka.lg.jp
担当者	渡邊

8 企画提案公募参加資格

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- （2） 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。

- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。

9 企画提案公募スケジュール

(1) 公募説明会

公募説明会は開催しない。

(2) 提案にかかる質問

① 受付期限

令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時まで

② 受付方法

ファクシミリ、電子メールもしくは持参により、質問内容をまとめた書面を上記 7 の事業担当課に提出すること。ファクシミリ、電子メールの場合は、併せて電話連絡を行うこと。

③ 回答方法

令和 7 年 8 月 22 日（金）までに HP に掲載する。

(3) 企画提案書・会社概要（パンフレット等）の提出

① 提出期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）12 時まで

※ 企画提案書補正後の期限も同様とする。

② 提出方法

上記 7 の事業担当課まで日時を事前に連絡の上、持参すること。

（受付は土・日曜、祝祭日を除く 9 時から 17 時までの間）

(4) 応募の無効

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

① 本要項に示した公募参加の資格がない者。

② 故意に提出書類に虚偽の記載をした者。

③ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者または補正書類を提出しなかった者。

10 企画提案書の構成

(1) 提案者の概要

事業者の強みや経歴・実績について記載すること。（福岡県、本県以外の地方公共団体、国（独立行政法人等を含む。）との契約実績等）

(2) 事業の全体概要

事業の流れやスケジュール等、事業の全体像についてまとめること。また、事業全体を管理する者及びその他の事業従事者の経歴、資格、経験等、事業の実施体制について記載すること。

※外注・再委託を予定しているのであればその詳細を含む。

(3) 「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」の開催

次の①～⑥の内容について記載すること。

① 参加者申込受付・当日受付・集約に係る具体的な実施方法

② 「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」会場設営イメージ

③ 進行全体 MC 及び手話通訳者の選定理由

④ 街頭啓発用ノベルティの提案

- ⑤ 価格転嫁円滑化推進フォーラム参加者アンケートの具体的な実施方法
- ⑥ 動画（全体版及び短縮版）の作成イメージ

（５）事業の管理

次の①～②の内容について記載すること。

- ① 苦情対応等
苦情、クレーム処理に関する体制、対応方法等
- ② 個人情報保護に係る体制
個人情報の適切な管理のための体制、取組等

（６）経費

任意の様式でよい。別添「経費見積書（様式１）」を参照のこと。また、必要経費概算額は「大会一式」とするのではなく、項目ごとに記載すること。

なお、「価格転嫁円滑化推進フォーラム」と「街頭啓発活動」必要経費はそれぞれ分けて積算し、最後に合計金額（消費税及び地方消費税含む）を示すこと。

１１ 企画提案書の様式及び提出部数

（１）様式

A４、横書き、片面印刷

（２）表紙

表題：「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」運営業務企画提案書

事業者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス含む）を記載すること。

（３）提出部数

６部：正本１部（表紙に押印）、副本５部（押印不要）

※ 製本は左上１箇所にはッチキス止め。頁数の定めなし。

１２ 審査・選定方法

（１）審査の項目・基準

審査の項目・基準は下表のとおりとする。

審査対象項目		No.	審査基準	採点基準・点数
提案者の概要		1	提案者は委託事業実施に活かせる強みを有しているか（契約実績等含む）	大変良い 5点
事業の全体概要		2	事業の趣旨や目的を十分に理解しているか	
		3	円滑に実施できるスケジュール、体制となっているか	良い 4点
フォーラム及び	参加者申込受付・当日受付・集約	4	円滑な実施が見込めるか。適切なセキュリティ対策が取られているか。	普通 3点
	会場設営イメージ	5	見せる工夫がなされているか。参加者・通行人の安全に配慮されているか。	
	進行MC及び手話通訳	6	進行MCは価格転嫁のより一層の機運醸成に効果が期待できる選定となっているか。手話通訳者は	あまり良くない

街頭啓発開催	者		適切に配置されるか。	2点 良くない 1点
	街頭啓発用ノベルティ	7	人の目を引き、県民に価格転嫁の趣旨がうまく伝わるものとなっているか。	
	価格転嫁円滑化推進フォーラム参加者アンケート	8	具体的かつ効果的なアンケート調査となっているか	
	動画（全体版及び短縮版）の作成イメージ	9	見る人の目を引き、価格転嫁やフォーラム・街頭啓発の内容がうまく伝わるものとなっているか	
事業管理	苦情処理	10	苦情等処理に関する体制、対応方法が示されているか	
	個人情報	11	個人情報の適切な管理のための体制や取組等が示されているか	
経費見積		12	事業内容と整合性のある、適切で具体的な見積りになっているか	

（２）選定方法

必要経費が予算の範囲内である企画提案のうち、（１）に基づき算出された各選定委員の評価点の合計が最も高い企画書を提出した事業者を、委託事業者を選定する。ただし、当該企画書に対する各選定委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、「委託事業者なし」とする場合がある。また、評価点の合計が最も高い企画書が複数ある場合は、選定委員の協議により委託事業者を選定する。

提案者が１者のみであった場合は、各選定委員の評価点の合計が満点の半分以上であることをもって、当該１者を委託事業者とする。

（３）受託事業者の決定

令和７年９月８日（月）（予定）

採否結果については書面（電子メール）で連絡する。その間の問い合わせは一切受け付けない。

１３ 選定結果の公表方法

選定業者を県ホームページにおいて掲載する。

１４ 契約

- （１） 審査で選定された事業者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。なお、契約締結にかかる費用は受託事業者の負担とする。

協議は、委託先事業者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の提案者と協議を行うものとする。

- (2) 契約にあたっては、提案内容を基に両者協議のうえ最終仕様を決定するため、あらためて見積書を提出していただき、予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (3) 契約に先立ち、「委託契約金額(消費税込み)」の 100 分の 10 以上を契約保証金として福岡県に納付しなければならない。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは契約期間終了時に全額返還する。
福岡県を受取人とする履行保障保険契約を保険会社と締結した場合や、過去 2 年以内に、同種及び同規模の契約実績などがある場合は、契約保証金が減免される場合がある。

15 その他

- (1) 提出された企画提案書等は委託先の選定にのみ使用する。
- (2) 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。